

亀山市基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第7号

亀山市基金条例の一部を改正する条例

亀山市基金条例（平成17年亀山市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表国民健康保険給付費等支払準備基金の項中「国民健康保険給付費等支払準備基金」を「国民健康保険事業運営基金」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。